



# 長野県報

10月31日(月)  
平成17年  
(2005年)  
第1707号

## 目次

### 告示

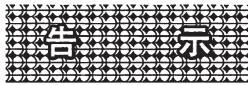
家畜伝染病予防法に基づく報告(畜産課).....	1
公共測量の実施(監理課).....	2
景観法に基づく景観整備機構の指定(建築管理課土地・景観室).....	2
長野県収入証紙売りさばき人の名称変更(会計課).....	2
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更(会計課).....	2
指定講習機関に関する規則に基づく指定を受けた者の住所及び所在地の変更の届出(東北信運転免許センター).....	3
運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づく認定を受けた者の住所及び所在地の変更の届出(東北信運転免許センター).....	3

### 公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業政策課).....	4
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づく収去飼料の試験結果の概要の公表(畜産課).....	5
土地改良区の定款変更の認可(3件)(土地改良課).....	5
都市計画法に基づく長野県都市計画公聴会の開催(都市計画課).....	6
土地改良事業の施行の同意(土地改良課).....	7
土地改良区役員の就退任の届出(土地改良課).....	7
一般競争入札(県立病院課).....	8
一般競争入札(河川課).....	8
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会(生活安全企画課).....	9

### 訓令

平成17年11月1日付けで別に人事通知書を交付されない者について(義務教育課).....	10
--	----



### 長野県告示第479号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第52条の規定により、次のとおり報告を求めます。

平成17年10月31日

長野県知事 田中康夫

#### 1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

#### 2 報告すべき者

鶏、あひる、うずら及び七面鳥の飼養羽数の合計が1,000羽以上である農場の所有者

#### 3 報告すべき事項

2の農場における平成17年11月13日以降の毎週の日曜日から土曜日までの間の次の各号に掲げる事項

- (1) 飼養羽数
- (2) 死亡羽数

(3) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

#### 4 報告書の提出期限

毎月1回、その月の第1日曜日(平成17年11月においては、13日)を含む週からその月の末日を含む週までにおける3の事項を記載した報告書を翌月10日の午前中までに提出してください。ただし、高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況が生じた場合は、直ちに報告してください。

#### 5 その他必要な事項

- (1) 報告書の提出先は、2の農場が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所とします。
- (2) この告示により報告を求める期間は、別に通知するまでの間とします。
- (3) この告示により求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処せられます(家畜伝染病予防法第65条第13号)。

畜産課

## 長野県告示第480号

御代田町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年10月31日

長野県知事 田中康夫

## 1 作業種類

公共測量（数値地形図作成）

## 2 作業期間

平成17年11月1日から平成18年3月17日まで

## 3 作業地域

御代田町中部

監理課

## 長野県告示第481号

景観法第92条第1項の規定により、次の法人を景観整備機構として指定しました。

平成17年10月31日

長野県知事 田中康夫

## 1 法人の名称

社団法人 長野県建築士会

## 2 法人の住所

長野市大字南長野字宮東426-1

## 3 事務所の所在地

長野市大字南長野字宮東426-1

## 4 指定年月日

平成17年10月25日

建築管理課土地・景観室

## 長野県木曾地方事務所告示第3号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成17年9月29日、次のとおり売りさばき人の名称変更の届出がありました。

平成17年10月31日

長野県木曾地方事務所長 栗林俊春

	売りさばき人の名称	住所
新	木曾農業協同組合 上松支所	木曾郡上松町駅前通り1-66
旧	木曾農業協同組合 上松町支所	

	売りさばき人の名称	住所
新	木曾農業協同組合 南木曾支所	木曾郡南木曾町読書合 3645-24
旧	木曾農業協同組合 南木曾町支所	

	売りさばき人の名称	住所
新	木曾農業協同組合 木祖支所	木曾郡木祖村藪原1019-1
旧	木曾農業協同組合 木祖村支所	

	売りさばき人の名称	住所
新	木曾農業協同組合 三岳支所	木曾郡三岳村6274-11
旧	木曾農業協同組合 三岳村支所	

	売りさばき人の名称	住所
新	木曾農業協同組合 王滝支所	木曾郡王滝村2891-1
旧	木曾農業協同組合 王滝村支所	

	売りさばき人の名称	住所
新	木曾農業協同組合 大桑支所	木曾郡大桑村長野2971-4
旧	木曾農業協同組合 大桑村支所	

	売りさばき人の名称	住所
新	木曾農業協同組合 山口支所	岐阜県中津川市山口1608-3
旧	木曾農業協同組合 山口村支所	

会計課

## 長野県長野地方事務所告示第11号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成17年10月3日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成17年10月31日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

	売りさばき人の名称	住所	売りさばき場所
新	社団法人 長野県建築士会須高支部	須坂市大字須坂164-1	須坂市大字須坂164-1 (財)長野県建築住宅センター 上高井事務所内
旧		須坂市常盤町812-2	須坂市常盤町812-2 (財)長野県建築住宅センター 上高井事務所内

会計課

## 長野県公安委員会告示第8号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり住所及び所在地の変更の届出がありました。

平成17年10月31日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

認 定 を 受 け た 者			特定講習を行う事務所		変 更 事 項		変 更 年月日
名 称	住 所	代表者氏名	名 称	所 在 地	新	旧	
株式会社穂高自動車学校	安曇野市穂高8391番地	小 林 繁 充	穂高自動車学校	安曇野市穂高8391番地	安曇野市穂高8391番地	南安曇郡穂高町大字穂高8391番地	平成17年10月1日

東北信運転免許センター

## 長野県公安委員会告示第9号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり住所及び所在地の変更の届出がありました。

平成17年10月31日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

認 定 を 受 け た 者			教育に使用する施設		変 更 事 項		変 更 年月日
名 称	住 所	代表者氏名	名 称	所 在 地	新	旧	
株式会社穂高自動車学校	安曇野市穂高8391番地	小 林 繁 充	穂高自動車学校	安曇野市穂高8391番地	安曇野市穂高8391番地	南安曇郡穂高町大字穂高8391番地	平成17年10月1日

東北信運転免許センター